

事を殿道長藤原にたびく聞えさせ給へれど、年ごろにもならせ給ぬ、宮だちあまたおはします、

宣耀殿子城こそまづさやうにはおはします、内侍のかみの御事は、おのづから心のどかにな

どそうせさせ給へば、いとけうなき御心也、此世をふさはしからず思ひ給へるなりなごゑとの

給はすれば、さはよき日してこそ宣旨もくださせ給べかなれと奏して、出させ給てにはかに此

御事どもの御用意あり、何事もそれにさはり、日なごのべさせ給べき御世の有さまならねば、二

月十四日元長和にきさきにゐさせ給とて、中宮子妍と聞えさす、略中かゝる程に大殿の御心、何

事もあさましきまで人の心の中をくませ給により、しばく参らせ給てこゝらの宮達のおは

します、宣耀殿のかくておはしますいとふびんなる事に侍り、はやう此御事をこそせさせ給

はめど、そうせさせ給へば、略中四月廿八日、元長和后に給ひぬ、皇后宮子城と聞えさす、略中内

にも御ふくたちぬる月一十月にぬかせ給て、冷泉院の御はてもせさせ給て、今は此事大御會をい

みじき事にのゝえらせ給、

〔中右記〕嘉承二年十一月廿九日、今夕前齋院令子立后宣旨被下、是准母后儀、先日令入内給御東對

也、殿下以下諸卿參入齋院御方、對東先勅使藏人頭爲房朝臣參上、於東中門下申事由、紀伊守有佐

對南令敷座、高麗端帖一枚、敷函一枚、其前召勅使爲房參上、殿下令相逢給、被申事由給祿、門督雅俊卿

取、勅使下南庭二拜退下、人々皆諒閣裝束也、次於東庇方被立后雜事、權右中辨爲隆、在事了退出、

裏書 諒閣立后例

昌子内親王 康保四年九月四日立、朱雀院女、冷泉院后、即位以前、

中宮藤妍子 寛弘九年(長和元年)二月十四日立、御堂(藤原道長)中女、三條院后、即位以後、

皇后藤娥子 同年四月廿七日立、大納言濟時女、三條院后同、

件三后諒閣之中立后、但非即位日、